AIを活用した多様な学びのための教育データ基盤に関する調査研究　仕様書

令和８年９月１７日
初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付

1.　事業名

AI を活用した多様な学びのための教育データ基盤に関する調査研究

2.　事業の趣旨

文部科学省においては、GIGAスクール構想により整備された一人一台端末環境の下で、生成AIの急速な発展を踏まえ「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」（令和６年12月26日、Ver.2.0）を策定するなど、子供たち一人一人の力を最大限に引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けた取組を進めているところである。

このような生成AI技術の進展も踏まえ、令和６年度補正予算事業として実施した「学びの充実など教育課題の解決に向けた教育分野特化の生成AIの実証研究事業」（以下「前年度実証事業」という。）においては、教育分野に特化させるための参照データの整備やモデルのチューニング、現場での実装の在り方等、様々な検討要素が必要であるとの認識の下、実証を通じて教育分野特化の生成AIによる教育課題の解決可能性の検証が行われた。

その結果、教科書等の質の高いデータを意味単位で構造化し、基本情報、内容、構造情報、学習要素、指導情報及び学習指導要領の各層のメタ情報を付与して整備することが、生成AIによる正確な参照・出力に有効であること、学習指導要領や指導と評価に関する参考資料等をAIが参照可能とすることが教師の気付きや学びに資すること、こうした質の高いデータに裏付けられた出力が「安心して使える」「授業とのズレが生じにくい」などの有用性が示唆された。また、質の高いデータの利活用に当たっては、各権利者等との個別の利用許諾の確認や教育文脈での適切性の判断等がハードルとなりえることなど、実装に向けた課題も明らかとなった。

これらを踏まえれば、教育分野において共通的に参照されるデータ群を、AIが機械的に参照可能な形で構造化・提供する共通のデータ基盤（以下「実証データ基盤」という。）を整備することが求められる。あわせて、実証データ基盤の運用に当たっては、学習履歴等の取扱いに関し、関係する各主体間での役割分担を整理する必要がある。

以上を踏まえ、本事業では、実証データ基盤の構築に係る一連の工程及びデータ品質管理の実装可能性、並びに運用に当たっての考え方の在り方について実証研究等を行う。

3. 委託内容

3.1. （Ⅰ）実証データ基盤の実装に関する調査研究

本調達では、AIを利用した多様な学びのための教育データ基盤に関する調査研究事業として、国または民間事業者等の様々な主体が提供・保有する教育コンテンツを、AIサービスの提供者等が機械的に参照可能な形で構造化・提供する仕組みについて、その構築工程及び品質管理手法に関する仮想環境を構築し、目指すべき基盤の実現方法について整理を行う。これは、今後の正式実装に向けた検討を進めるための技術的基盤および議論素材を提供することを目的とする。

実際の構成については受託者にて調整し、最適と思われる構成を提案すること。また、必要なセキュリティ対策については、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を踏まえた安全管理措置も含めて検討を行ったうえで、必要な対策を講じること。

3.1.1. 実証対象データ

実証対象データは、国が公開しているデータ、文部科学省著作教科書の版下データ（PDF 形式）等、文部科学省が提供・保有する教育コンテンツを主素材とする。実証範囲の目安は、１単元以上、２教科以上、２学年以上とする。詳細は契約後に文部科学省と協議の上で確定する。また、実証を進めるに当たり、既存の実証成果等の活用可能なリソースがある場合は、事業計画書において提案を行ったうえで、文部科学省と協議の上で活用可否を検討することとする。

3.1.2. 実証項目

(1)実証データ基盤の全体像の検討

児童生徒の学習活動及び教職員による学習指導を行うにあたり利活用されるAIサービスが、共通的に参照するデータに基づいた適切なコンテンツ（文字、画像、動画等）を参照するなど、利用できる仕組みの全体像を検討する。

(2)実証データ基盤の構成検討

以下の項目を踏まえ実証データ基盤での実現方法を検討する。

- 実証データ基盤を適切な生成AIサービスが利用できる設計
- 生成AIサービスの求めに応じた適切な教育コンテンツの提供
- 実証データ基盤を構築するに当たり、基本的な機能構成
- 実証データ基盤のコストや実現可能性
- 実証データ基盤の構築スケジュール

(3)生成AI利用者の属性情報の実証データ基盤への提供方法の検討

生成AI利用者の属性に応じた適切な教育コンテンツを生成AIサービスに提供するため、実証データ基盤への利用者の属性情報の提供方法を検討する。

(4)検証環境による出力や応答性能の評価

上記の検討結果を踏まえた実証データ基盤を実際に利用できる検証環境を構築し、学校現場での実利用を想定した際の、有効性や実現可能性（コストや元データの参照に際しての権利保護や技術的制御・法的論点等を含む）及び課題を評価・分析すること。検証環境の構築に当たっては、実証データ基盤を構築すること。また、登録されたコンテンツを基に、利用者に対して適切に情報が提供できることを検証するため、ユーザーインターフェースを開発・提供すること。

また、開発・構築した結果も踏まえ、学校現場での利用を想定し、回答の正確性や実装・運用コスト等の観点から、機能要件及び非機能要件について、評価分析を行うこと。

(5)実証データ基盤の構築・運用に関する技術的構成やコストの検討

本格実装時は全国規模の児童生徒及び教職員の利用が想定される。その場合における本格実装に向けて必要となる技術的課題や運用上の留意点、費用対効果などについて検討する。また、将来想

定される実証データ基盤の整備に向けて検討すべき論点を提示し、本基盤の構築・運用時の留意点等を踏まえた最適な構成等を提言する。

加えて、汎用生成AIサービスのユーザーインターフェースを用いて、実証データ基盤に接続する際の技術的構成や課題についても整理すること。

3.1.3. 受託者調達範囲

実証データ基盤を構成するために必要なハードウェア及びソフトウェア、サービスを調達範囲とする。本実証に必要な機材等は受託者にて用意すること。また、教育コンテンツ等、文部科学省が提供するものについては別途協議とする。

- 構造化処理・データ管理のためのハードウェア及びソフトウェア。
- 実証データ基盤及びAPI／MCP環境を構成するためのクラウド基盤（IaaS、PaaS、SaaSの種別は問わない）。
- 簡易版AIアプリケーションの構築・動作環境。
- ネットワーク回線その他、必要となる設備等。

受注者は、保守性・拡張性・セキュリティを考慮した適切な技術スタックを提案する。開発言語・フレームワークは、モダンな開発言語(TypeScript/Node.js、Python、Java、Go等)およびそれに対応するフレームワークを採用する。データベースは、リレーショナルデータベース(PostgreSQL、MySQL等)を基本とし、必要に応じてNoSQLデータベースの併用も検討可能とする。

システムアーキテクチャは、「3.6 クラウドサービス選定に関する事項」に準拠したクラウドサービス上での構築を前提とする。比較的短期間での機能追加が可能な設計とし、将来的なユーザー数増加に対応できる拡張性を考慮する。

採用した技術スタックの選定理由を実施計画書に記載する。

3.1.4. 非機能要件

本参照実装は検証環境レベルの非機能要件を想定する。

セキュリティについては、「3.5 作業の実施に当たっての遵守事項」および「3.6 クラウドサービス選定に関する事項」に準拠する。すべての通信をTLS 1.2以上で暗号化し、適切な認証・認可の仕組みを実装する。個人情報を含むデータについては、適切なアクセス制御を実装する。

インフラ構成については、Infrastructure as Code(IaC)により構築可能とし、構成管理ツール(Terraform、AWS CloudFormation、Azure Resource Manager等)を用いた自動デプロイが可能な設計とする。インフラ構成コード、およびセットアップ手順書を成果物として納品する。その他、本参照実装では、本番運用に必要となる高度な非機能要求（可用性、監視、冗長化、運用設計、移行設計等）は対象外とする。

本参照実装において確保すべき非機能要求は、設計品質・API品質・テスト品質の3 項目に限定し、その他の非機能要求については利用者側で設計・実装するものとする。

3.2. （Ⅱ）AI を活用した校務効率化実現に向けた環境整備における調査研究

学校における働き方改革の推進にあたり、AIの活用による校務の効率化が期待されているところ、校務に係る業務の中には、校務支援システム等に保存される「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において重要性が高いと定義される情報（例えば、重要性分類I又はII等）を取り扱うものが含まれる。このため、AIを校務に活用するに当たっては、取り扱う情報の重要度に応じた環境整備の在り方をあらかじめ整理しておく必要がある。

本調査研究については、机上検討により、以下の事項についての分析を行うこと。成果物は報告書として取りまとめる。

3.2.1. 分析事項

(1)情報の重要度に応じた構成の在り方

校務の効率化に資する業務を対象に、取り扱う情報の重要度に応じてシステム・ネットワークの構成を分ける必要があるか否かを分析するとともに、分ける場合にあってはそれぞれの構成がどのようなものとなるかを整理する。

(2) 重要性の高い情報をAIが取り扱う場合の類型の分析

重要性の高い情報をAIが取り扱う場合について、複数の実現パターン（例：校務支援システム等の内部にAIの機能を組み込む方法、複数のシステムから収集したデータを基盤上に集約してAIを活用する方法等）を設定し、それぞれについて情報セキュリティの確保の考え方、実現可能性、想定される利点及び留意点等を比較分析する。

(3) 次世代校務ＤＸ環境を踏まえたネットワーク・システム構成

上記(1)及び(2)の分析に当たっては、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂等により進められている次世代の校務ＤＸ環境（ネットワーク分離を前提とした対策からアクセス制御を基本とする対策への移行、クラウド活用を前提とした構成等）の整備状況を踏まえる。

3.3. 参考文献・資料等

実証調査研究に当たっては、少なくとも以下の文部科学省及びデジタル庁の調査研究等の成果および検討状況を踏まえること。

（文部科学省）

- 次世代の校務デジタル化推進実証事業（令和６年度）
- セキュアな環境における生成AIの校務利用の実証研究事業（令和７年度）
- 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用推進(最先端技術及び教育データ利活用に関する実証事業）（令和７年度）
- 「教育データの利活用に係る留意事項」（令和8年4月更新）
- 文部科学省教育データ標準5.1（内容情報）（令和７年度版）
- 文部科学省教育データ標準5.1（活動情報）（令和７年度版）
- 文部科学省教育データ標準5.1（ユースケース）（令和７年度版）

(デジタル庁)

- 教育関連データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究（教育における広域なデジタルコンテンツの利活用環境整備と連携）（令和４年度）
- 教育データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究（令和５年度）
- 教育データのデータ連携の実現に向けた実証調査研究（令和６年度）
- 教育分野の認証基盤に関する調査研究（令和７年度）

3.4. 実施体制・事業実施にあたっての留意事項

- 本事業の責任者は、主要メンバーとして本事業に参画するとともに、必要なマネジメント力や本事業の実施に必要となる知見を有していること。
- 事業の実施に当たっては、事業全体の進捗を文部科学省と随時共有するため、隔週程度での定例の打合せの機会を設けること。
- 事業運営上の資料共有は特段の懸念のない限りBox（ファイル共有サービス）で行うこととし、日常的なコミュニケーションは電子メールまたはSlackで実施すること。具体的な進め方については、文部科学省の担当者と相談の上決定すること。
- 本事業の実施にあたっては、現在のGIGAスクール構想の推進に関する政策背景を十分に把握した上で事業を遂行すること。

3.5. 作業の実施に当たっての遵守事項

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に準拠して必要なセキュリティ対策を講じること（以下記載は、基本的な事項）。

①不正アクセスの防止や万が一侵入された場合のログ等の証跡を蓄積するとともに、検知・通知を行えるようにすること。

②セキュリティパッチ等の適用を適宜正確かつ迅速に行うこと。

③脆弱性が生じないよう留意して設計・開発し、稼働前及び定期的な検査を通じた確認により修正を適用できるようにすること。

④不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、システムの利用記録、例外的事象の発生に関

するログを蓄積し、不正の検知、原因特定に有効な管理機能（ログの検索機能、ログの蓄積不能時の対処機能等）を備えること。

⑤ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること。

⑥想定されるサプライチェーン・リスクを分析・評価し、それに対する軽減策を講じるにあたり、「外部委託等における情報セキュリティ上のサプライチェーン・リスク対応のための仕様書策定手引書」（内閣官房国家サイバー統括室）を参照すること。

3.6. クラウドサービス選定に関する事項

クラウドサービス選定において、以下の事項を満たすこと。(1) 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準「4.1.1 業務委託」を踏まえ、以下の事項を条件とする。

① 受注者は、以下の内容を含む情報セキュリティ対策を実施すること。

イ）委託先に提供する情報の目的外利用の禁止

ロ）情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制

ハ） 受注者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、政府機関等の意図せざる変更が加えられないための管理体制

ニ） 受注者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、クラウドサービス事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供

ホ）情報セキュリティインシデントへの対処方法

ヘ）情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法

ト）情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法

② 受注者は、その役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、上記①の措置の実施をクラウドサービス事業者に担保させるとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために 必要な情報を文部科学省に提供すること。

(2) ISMAP に関連する要件

クラウドサービスは「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」（Information system Security Management and Assessment Program（以下「ISMAP」という。））に基づくISMAPクラウドサービスリスト若しくはISMAP-LIUクラウドサービスリストに登録済みであること。ISMAPに登録されていないクラウドサービスは「ISMAPクラウドサービス登録規則」若しくは「ISMAP-LIUクラウドサービス登録規則」で定める様式に従って書面にて言明を行い、ISMAP相当のセキュリティ基準であることを文部科学省に示し、承認を得ること。

(3) 個別事項

① 政府情報システムの保護に関する事項

イ）情報資産を管理するデータセンタの物理的所在地が日本国内であること。

ロ） 文部科学省の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。

ハ） 障害発生時に縮退運転を行う際にも、情報資産が日本国外のデータセンタに移管されないこと。

ニ） クラウドサービスの利用契約に関連して生じる一切の紛争は、日本の地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とするものであること。

ホ）契約の解釈が日本法に基づくものであること。

ヘ） 情報資産の所有権がクラウドサービス事業者に移管されるものではないこと。従って、文部科学省が要求する任意の時点で情報資産を他の環境に移管させることができること。

ト）法令や規制に従って、クラウドサービス上の記録を保護すること。

チ）情報資産が残留して漏えいすることがないよう、必要な措置を講じること。

リ）自らの知的財産権についてクラウド利用者に利用を許諾する範囲及び制約を、クラウド利用者に通知すること。

② 参考事項

イ） SaaS ベースで構築することを前提に検討し、SaaS では要件を満たさない場足は、PaaS、IaaS などを選択すること。なお、本調達で構築するシステムでは、比較的短期間での機能の追加が求められることが想定されることから、簡易な操作で機能の追加が可能であること。

ロ） 今後、利用者の拡大が見込まれることから、今後の発行アカウント数の拡大時の安定稼働や運用費用の抑制等の観点から、本調達の趣旨に適したクラウドサービスを利用すること

4. 留意事項

（１）本事業の実施に当たっては、必要な事項を文部科学省の担当者と密に相談しながら柔軟に実施すること。また、進捗状況について、文部科学省の担当者に定期的に共有するため、隔週１回程度、対面若しくはオンラインでの文部科学省担当者との打ち合わせを設けること。

（２）本事業を進めるに当たっては、政府全体の検討状況や、審査委員会等の有識者からの指摘事項等も踏まえること。

（３）必要に応じて、本事業の内容や進捗等について関係者と共有する可能性があるため、その際は文部科学省の担当者からの必要な資料の提供の求めに応じること。また、文部科学省の担当者が指定する者（他事業の受託事業者等）との相談を指示する場合があるため、適宜対応すること。

（４）文部科学省の指示があった場合、文部科学省が実施する以下の事業との連携を行うこと。

・校務 DX 等加速化事業（事業Ⅰ　「今の環境でできる校務 DX」の推進）
・校務 DX 等加速化事業（事業 II　「環境整備を伴う校務 DX」の推進）
・校務 DX 等加速化事業（事業Ⅲ　「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂）
・校務 DX 等加速化事業（事業Ⅳ　「教育データの利活用に係る留意事項」の策定・改訂）
・生成 AI の活用を通じた教育課題の解決・教育 DX 加速事業
・デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究

5. 委託期間

契約締結日から令和９年３月31日（水）まで。

6. 事業規模と採択予定件数

事業規模：98,900千円（税込）上限
採択件数：１件

7. 成果物等の納品

（１） 成果物

以下の成果物を納品すること。なお、報告書及び概要資料は、図表や写真を用いて読みやすいものとすること。また、報告書及び概要資料等で使用する図表や写真については、文部科学省が作成する資料等においても使用できるものとすること。また、報告書等の作成に当たり、外部機関が作成した統計データ及び図表等を使用する場合は、その出典を明らかにすること。

① 実施計画書
※本プロジェクトの実施に当たり、実施体制、作業スケジュール、実装方針等を記載すること。実装方針には、採用する技術スタックとその選定理由、開発環境の構成を含む。

② 成果報告書
※報告書（docx）を作成し、文部科学省に電子媒体で納品すること。
※本調査研究の目的と背景、調査結果、参照実装の概要、今後の検討事項、参照した標準仕様・ガイドライン等を含むこと。

③ 報告書の概要資料
※概要資料（pptx）を作成し、文部科学省に電子媒体で納品すること。
※本調査研究の目的と背景、調査結果、参照実装の概要、今後の検討事項、参照した標準仕様・ガイドライン等を含むこと

④ 標準仕様書
※実証対象範囲以外の教育コンテンツを今後構造化・参照可能にする際に、関係機関が

参考にできる仕様書とすること。
⑤　本調査研究において得られたデータや分析結果等の詳細結果

（２）納品先
〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省初等中等教育局参事官（デジタル学習基盤担当）付

（３）納品期限
（１）に示す納品物　令和９年３月 31 日（水）

8.　応札者に求める要求要件

（１）本事業に係る応札者に求める要求要件は、９に示すとおりとする。
（２）要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
（３）９に「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、審査においてこれを満たしていないと判断された場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
（４）必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
（５）これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価は、別添の総合評価基準に基づくものとする。

9.　要求要件の詳細

（１）業務の実施方針
1-1　全体の内容の妥当性
＊ 1-1-1　仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。
＊ 1-1-2　業務の実施方法や作業の日程・手順等が明確に示されており、実現性があること。
〔作業の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕
＊ 1-1-3　成果物の作成方法が明確に示されており、妥当であること。
〔成果物の作成方法について、事業成果を高めるための工夫があれば加点する。〕
1-2　業務の実施方針
1-2-1　（Ⅰ）について、本事業の目的を踏まえ、実装に向けた検討を行う。具体的な論点や検証結果が成果として見える提案であれば加点する。
1-2-2　（Ⅰ）について、実証項目の内容を踏まえた検討方法及び実証手法の提案を行う。具体的かつ効果的なものであれば加点する。
1-2-3　（Ⅰ）について、実証項目の内容を踏まえた検証環境構築の提案を行う。具体的かつ効果的なものであれば加点する。
1-2-4　（Ⅰ）について、実証項目の内容を踏まえた評価分析手法の提案を行う。具体的かつ効果的なものであれば加点する。
1-2-5　（Ⅱ）について、本事業の目的を踏まえ、机上検討を行う。机上検討の内容が、具体的かつ効果的なものであれば加点する。

（２）業務従事予定者及び組織の経験・能力
2-1　組織業務従事予定者の類似業務の経験
＊ 2-1-1　過去に教育関係のシステム構築・支援を実施した実績やシステムアーキテクチャの設計の支援の実績があればその内容に応じて加点する。
2-2　業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性
2-2-1　教育やデジタル分野の内容に関する知識・知見を有していること。

（３）ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
3-1　ワーク・ライフ・バランス等の取組

3-1-1　以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕

○　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）を受けていること。又は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○　次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。又は、次世代法に基づく一般事業主行動計画（令和７年４月１日以後の基準）策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○　青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

（４）賃上げを実施する企業に関する指標

4-1　賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応札者が選択するものとする）

4-1-1　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

4-1-2　入札者である中小企業等が、契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※「「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」（令和３年１２月１７日付財計第４８０３号）第５による賃上げ基準に達していない者の通知について」に基づく減点措置期間中の者に対しては１１点減点する。

検査

発注者は受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを確認したことをもって検査とする。

10. 守秘義務

（１）受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

（２）受託者は、データの入力・集計など、本事業に関わる者（再委託先等による人員を含む。）に対し、機密保持、個人情報保護に関する規則の遵守がなされるよう管理すること。

（３）受託者は、本事業にて使用する情報システム（メール等）について、各種のアクセス制御、ファイル共有ソフトウェア（ウィニー等）対策、脆弱性対策等を実施し、不正アクセス等の脅威から適切に保護すること。

（４）受託者は、本事業の実施に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

11. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

12. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・９（４）4-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「４期末従業員等

の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
・９（４）4-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票　合計表（375）」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。
※中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、９（４）4-1-1 の場合は「合計額」と、９（４）4-1-2 の場合は「支払金額」とする。
加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。
なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。
また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

13. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

14. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

15. 著作権、特許権、実用新案権、意匠権等

（１）本事業の実施に伴い発生した著作権、特許権、実用新案権、意匠権等は、文部科学省に帰属させるものとする。
（２）作成する成果物等に第三者の著作物の利用が含まれる場合及び著作隣接権の対象となるものが含まれている場合は、関係する権利者に著作人格権を行使しないようにするなどの必要な使用許諾手続等を取ること。
（３）本事業によって創作された著作物に対して、受託者は著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を受託者以外の第三者が創作したときは、受託者は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

16. その他

（１）仕様書に記載のない事項がある場合、または疑義が生じた場合には、文部科学省と協議し、その指示に従うこと。
（２）事業実施に当たっては、委託要項及び契約書を遵守すること。